

# 公益社団法人日本地球惑星科学連合会長賞規則

2023年3月30日理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が、「連合」の発展に大きな貢献をはかった者を表彰する為に必要な事項を定めるものである。

(運用)

第2条 本賞の経費は公益事業経費ではなく、法人会計からの支出で運用されるものである。

(受賞者の要件)

第3条 受賞者は、「連合」の活動に大きな貢献を行った個人および団体とする。

(選考・受賞者数)

第4条 受賞者の選考は毎年行ない、選考毎に原則数件を選ぶ。

(推薦)

第5条 候補者は「連合」の現在および過去において正会員であった者のみとし、他薦とする。

正会員のみが推薦者となることができ、推薦者1名が必要事項が記載された推薦書類（任意書式）をもって会長に提出するものとする。

2 推薦書類は、事務局にメールにて送付する事とする。

3 推薦者は、本人に受賞の意志があることを事前に確認しなければならない。

(審査委員会)

第6条 理事会は、審査委員会を設置し、推薦された候補者の中から受賞者を選考する。審査委員会に関する規則は別に定める。

(授与)

第7条 理事会は、審査委員会からの選考結果を受け、受賞者を認定する。会長は受賞者に賞状を授与する。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2023年4月1日から施行する。